



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎ ふ 環 境 保 全

● 発行 ●
平成28年
10月15日

VOL.
108



【行政ニュース】

◆ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進
に関する特別措置法の改正について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課



クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・臭気の実験等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土壌

- 底質
- 田、畑土、など

肥料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールピッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建設業

骨材販売



エコアクション21
環境省
認証番号 0011100

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社 / 〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

E-mail: ft@filltech-jp.com

行政ニュース	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正について」	岐阜県環境生活部廃棄物対策課 ... 2
--------	-----------------------------------------	----------------------

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～

	「東海自然歩道(瑞浪市・中山道)散策のススメ」	岐阜県東濃県事務所環境課 ... 4
--	-------------------------	--------------------

シリーズ	わがまちの環境保全と対策 「エコドームを活用した循環型社会の推進」	海津市長 松永清彦 ... 6
------	--------------------------------------	-----------------

協会だより	<p>〈一社〉岐阜県産業環境保全協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事会の開催 7 委員会の開催 8 適正処理委員会の活動 8 青年部会の動向 9 <p>〈公社〉全国産業廃棄物連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回マニフェスト推進委員会 9 全国正会員事務局責任者会議 9 <p>〈中部地域協議会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度第1回専務理事会議 9 平成28年度第1回会長・理事長会議 9 平成28年度第1回全体会議 9 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理関係講習会の開催 10 <ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会 更新許可講習会〔収集運搬〕 新規許可講習会〔収集運搬〕 	
お知らせ	<p>〈優良産業廃棄物処理業者認定会員紹介〉 10</p> <p>〈会員数の状況〉 10</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可の有効期限にご注意 11 協会への入会のおすすめ 12 会費の納入は便利な口座振替で 13 電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況 14 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について 15 産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 16 保全協 News について 17 事務局からのお願い 17 	
編集後記	18

表紙写真	「棚田の秋」(恵那市).....	フォト飛水 種田昌史
------	------------------	------------

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正について(お知らせ)

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は、昭和43年のカネミ油症事件を契機にその毒性が社会問題化しました。

高濃度PCB廃棄物の処理は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)の全国5か所の処理施設で計画的処理完了期限を定め、処理が行われていますが、現在も高濃度PCB廃棄物の処理委託を行っていない事業者や高濃度PCB使用製品を使用している事業者が存在し、このままでは、期限内の処理達成は困難です。

こうした状況を踏まえ、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)が改正され、平成28年8月1日に施行されました。

その主な改正の内容は、つぎのとおりです。

〈主な改正内容〉

(1) 高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け

- 高濃度PCB廃棄物は、計画的処理完了期限より1年前までに処分しなければならなくなりました。

表1 岐阜県内のPCB保管製品及び使用製品の処理施設と処分期間

区分	品目	処理施設	処分期間	計画的処理完了期限
高濃度PCB 廃棄物	トランス・コンデンサー	JESCO豊田事業所	H34.3.31	H35.3.31
	安定器等・汚染物	JESCO北九州事業所	H33.3.31	H34.3.31
低濃度PCB廃棄物		民間の事業所	H39.3.31	

(2) 報告徴収・立入検査権限の強化

- PCB特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査の権限が強化されました。

岐阜県内の高濃度PCB廃棄物については、表1に示すとおり期間内に処理を進める必要があります。

そこでPCB廃棄物の処理に向けた取組みとして、事業者の皆様はPCBを含有する製品を使用または保管していないか確認をしてください。倉庫の片づけなどで思わないところからPCB

廃棄物が見つかることもあります。

高濃度PCB廃棄物を保管している場合には、早期に処理委託を行い、また、高濃度PCB使用製品を使用している場合には、早期の使用廃止をご検討いただき、処分期間内に適正に処理いただきますようお願いいたします。

PCBが使用された電気機器等であるかを判定する際には、メーカーに問い合わせるか、トランス・コンデンサーについては、(一社)日本電機工業会HP、安定器については、(一社)日本照明工業会HPでご確認ください。

【参考】

(一社)日本電機工業会：<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>

(一社)日本照明工業会：<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>



東海自然歩道【瑞浪市・中山道】散策のススメ

岐阜県東濃県事務所環境課

瑞浪市の北部(釜戸町・大湫町・日吉町)には、江戸時代の五街道の一つである中山道が通っており、のどかな山間には石畳の道が残る琵琶峠や往時の旅人が距離の目安とした一里塚などの史跡が豊富に残っています。また、まるで雪をかぶったかのように白い花を咲かせるヒトツバタゴや控えめに咲くカキツバタなどの自然風景も美しく、歴史好きの方やウォーカーには人気の区間とされています。



琵琶峠の石畳



一里塚



弁天池のカキツバタ



ヒトツバタゴ

このように、自然と歴史が楽しめる瑞浪市の中山道区間は、ほとんどが東海自然歩道のルートと被っています。

また、瑞浪市と御嵩町にまたがる鬼岩公園も、この東海自然歩道のルート上にあります。鬼岩公園は飛騨木曽川国定公園の一角をなしており、巨大な花崗岩が随所にみられ、下から見上げるとその大きさは迫力があります。公園内には見晴らしのよいスポットがいくつかあるため、それぞれで異なる景色を楽しむことができます。



鬼岩公園 展望地からの景色

この鬼岩公園では、10月29日(土)30日(日)に鬼岩岩穴くぐりを開催します。岩穴くぐりとは、公園内にある巨岩が積み重なったその隙間(岩穴)を縫ってくぐる体験イベントです。岩の下には木曾川の支流である可児川が流れており、場所によってはその流水音が響きます。

普段は滑落等の危険があるため立入できませんが、このイベントの二日間限定で開放します。ぜひご家族や友人などお誘いあわせでお越しください。

注意：岩穴くぐりは、安全管理のため年齢制限(小学校4年生以上、小学校低学年は保護者が必ず同伴すること)や服装・健康状態の確認があります。



公園のふもとには鬼岩温泉があり、公園を散策した後に温泉で癒されるのはいかがでしょうか。各旅館は日帰り温泉があるため、気軽にお立ち寄りください。

鬼岩公園

- 所在地 岐阜県瑞浪市日吉町および可児郡御嵩町
- 問合せ 鬼岩観光協会 電話0574-67-0285
鬼岩観光協会公式サイト <http://www.oniiwaonsen.com/>

わがまちの環境保全と対策



「エコドームを活用した循環型社会の推進」

海津市長 松 永 清 彦

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、日頃から生活環境の保全活動並びに産業廃棄物の適正な処理、再生利用に向けた各種取組みに格別のご指導とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

合併12年目を迎えた海津市は、岐阜県の最南端に位置し、名古屋市の西約30kmにあって、西部・南部は三重県に、東部は木曽・長良川に沿って愛知県に接しています。

市の中央部を流れる揖斐川以東の地域は平地が広がり、以西は養老山地とその裾野に広がる扇状地・平地からなり、国営木曽三川公園、千代保稲荷神社、海津温泉などの観光資源に恵まれた都市です。

現在建設中の東海環状自動車道西回り線に海津スマートインターチェンジの建設が決定し、広域的なアクセス性が飛躍的に向上することから、海津市への観光客の更なる流入及び企業誘致による定住人口の増加も見込まれます。

このことによる様々な効果を十分に取り込むため、歴史・文化・自然・伝統行事・各種イベント等の観光資源を活かしていくと同時に、来訪者の増加により懸念される周辺地域の生活環境への影響を最小限に留めることの対策も必要と感じております。

市内の環境保全につきましては、自然豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後10年間の指標となる「第2次海津市環境基本計画」を今年度末に策定予定で現在、審議中であります。

廃棄物のリサイクル対策及び環境教育の普及・啓発を目的に市直営の資源ごみ回収施設「エコドーム」を運営しており、廃棄物の減量化・再資源化を進めるとともに、3Rに2R(リジェクト・リペア)を加えた5R運動の拠点として、環境教育や廃棄物処理の情報をPRしながら循環型社会の推進をしているところです。

環境保全を図るための不法投棄防止対策として、ごみを捨てられない環境づくりは、市民の方々の協力を得て、6月と10月の年2回、市内一斉美化運動を実施し環境保全に努めています。

今後は「安全で快適な住み心地のまちづくり」を目指して、「安心・安全な生活環境の整備」「自然環境の保全」「循環型社会の推進」のため市民・事業者の方々と協働で様々な施策を進めてまいります。

最後に、今後とも廃棄物行政にご理解とご協力をお願いするとともに、貴協会の益々の発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

「第2回理事会」

平成28年度第2回理事会が、平成28年9月20日(火)に「ふれあい福寿会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- (公社)全国産業廃棄物連合会第6回定時総会(6月17日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会平成28年度第1回マニフェスト推進委員会(7月6日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会平成28年度第1回専務理事会議(7月12日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会平成28年度第1回会長・理事長会議(7月20日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会平成28年度第1回全体会議(7月20日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会平成28年度第1回全国正会員事務局責任者会議(7月29日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会平成28年度第1回総務倫理委員会(9月5日開催)

(2) 委員会報告

- 総務委員会
平成28年度第2回委員会(7月27日開催)
- 研修指導委員会
平成28年度第2回委員会(7月26日

開催)

- 広報編集委員会
平成28年度第2回委員会(7月26日開催)
 - 適正処理委員会
平成28年度第2回委員会(7月27日開催)
- (3) 青年部会報告
- 役員会(6月10日、9月9日開催)
 - 全産連青年部協議会第17回通常総会(7月1日開催)
 - 全産連青年部協議会中部ブロック第14回通常総会(5月18日開催)
 - チャリティーパーベキュー(7月23日開催)
 - 全産連青年部協議会中部ブロック交流会(7月29日開催)

続いて、次の議案について審議が行われ、

原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 委員会委員の選任について

第2号議案 災害対策本部・地区本部構成員名簿の更新について

第3号議案 巡回指導訪問実施済証の交付について

また、岐阜県産業環境保全政治連盟、地域環境改善貢献証明書の交付についても協議さ



第2回理事会

れました。

その後、「産業廃棄物対策基金の運用状況」、「会計収支報告(7月末)」、「会員の状況」等について報告・説明が行われました。

○委員会の開催

・総務委員会(7月27日開催)

労働安全衛生研修会の開催について協議を行い、「労働災害を起こさないための作業手順の作り方と生かし方」というテーマで講演と演習を11月8日(火)にグランヴェール岐山で開催することとしました。また、「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」についても協議を行い、業界全体の安全水準の向上を図るため、平成29年度を初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」策定し実施していくこととしました。

・研修指導委員会(7月26日開催)

先進的処理施設等の視察研修会の開催について協議を行い、三重県伊賀市の「三重中央開発(株)三重リサイクルセンター」の視察を10月5日(水)に実施することとしました。次に、法令等研修会の開催について協議を行い、「産業廃棄物処理法に関する最近の話題」、「電子マニフェスト」をテーマとして10月20日(木)にグランヴェール岐山で開催することとしました。

・広報編集委員会(7月26日開催)

協会報「ぎふ環境保全」第108号の編集方針について協議を行い、提案された案に基づき進めることとしました。次に、2017年版協会カレンダーの作成について協議を行い、2016年度版とほぼ同じ方針で作成することとしました。

・適正処理委員会(7月27日開催)

巡回指導・パトロールの実施計画について協議を行い、西濃地区は10月13日、中濃地区は10月25日に行うこととしました。また、最寄り県事務所等を訪問し、意見交換・情報交換を行うこととしました。また、「電子マニフェスト操作体験セミナー」は、8月3日と11月30日に大垣市のソフトピアジャパンセンターで行うこととしました。

○適正処理委員会の活動

電子マニフェスト操作体験セミナーの実施

平成28年8月3日(水)に「電子マニフェスト操作体験セミナー」を大垣市内のソフトピアジャパンセンター・ドリームコアで開催しました。

セミナーは、インターネットに接続されたパソコンで電子マニフェストのデモシステムを利用して、排出事業者の操作、収集運搬業者操作、処分事業者の操作、共通の操作を体験しながら行われました。

インストラクターは、静岡県産業廃棄物協会の瀬崎秀五氏が担当され、セミナーには21名が参加されました。



電子マニフェスト操作体験セミナー

○青年部会の動向

- 平成28年度第3回～第4回役員会(6月10日、9月9日開催)

岐阜市まるごと環境フェア、チャリティーバーベキュ、未来人の発行、中部ブロック研修事業等について協議等を行いました。

- 基大災害復旧支援チャリティーバーベキュ
7月23日に基大災害復旧支援事業としてチャリティーバーベキュを岐阜市内で開催し、募金を募りました。集まった募金は、後日関係の機関へ寄付することとしています。

〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

○(公社)全国産業廃棄物連合会第1回マニフェスト推進委員会

平成28年7月6日(水)に、平成28年度第1回マニフェスト推進委員会が東京都内の「全国産業廃棄物連合会」で開催され、「紙マニフェストと電子マニフェストの利用状況」、「電子マニフェスト運用支援業務」等についての説明や協議が行われました。当協会からは、伊藤専務理事が出席しました。

○(公社)全国産業廃棄物連合会全国正会員事務局責任者会議

平成28年7月29日(金)に、平成28年度第1回事務局責任者会議が東京都内の「アジュール竹芝」で開催され、「平成28年度事業計画骨子」、「産業廃棄物処理法等の改正」、「労働災害防止計画の実施」等についての説明や協議が行われました。当協会からは、伊藤専務理事、青山事務局長が出席しました。

〈中部地域協議会〉

○専務理事会議

平成28年7月12日(火)に、平成28年度中部地域協議会第1回専務理事会議が、岐阜市内で開催され、「平成27年度事業報告」、「平成27年度収支決算報告」全国産業廃棄物連合会の役員等」について協議が行われました。

また、会議に先立ち、安八郡輪之内町にある(株)エフピコ中部リサイクル工場へ訪問し、産業廃棄物の処理・リサイクル関連施設の視察見学をしました。この会議には、伊藤専務理事と青山事務局長が出席しました。

○平成28年度第1回会長・理事長会議

平成28年7月20日(水)に、平成28年度中部地域協議会第1回会長・理事長会議が、静岡市内のグランディエール・ブケトーカイで開催され、会長・理事長の意見交換等が行われました。この会議には、粥川理事長が出席しました。

○平成28年度第1回全体会議

平成28年7月20日(水)に、平成28年度中部地域協議会第1回全体会議が、中部四県の正副会長・理事長、理事等が参加し、静岡市内のグランディエール・ブケトーカイで開催され、「平成27年度事業報告」、「平成27年度収支決算報告」廃棄物処理法の見直し意見」等について協議が行われました。この会議には、粥川理事長、丹羽副理事長、伊藤専務理事が出席しました。

〈その他〉

○産業廃棄物処理関係講習会の開催
 (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催し、当協会が協力する方法で開催している講習会の開催結果をお知らせします。

【特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会】

日時・場所 7月20日(水)
 ふれあい福寿会館
 受講者 122名

【更新にかかる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理収集運搬課程の講習会】

日時・場所 7月21日(木)
 ふれあい福寿会館
 受講者 121名

【新規にかかる産業廃棄物処理収集運搬課程の講習会】

日時・場所 9月8日(木)～9日(金)
 ふれあい福寿会館
 受講者 118名

優良産業廃棄物処理業者認定(確認)会員の紹介

会 員 名	住 所	電 話	認定・確認年月日	許可区分
(株)齊藤商店 代表取締役 齊藤和信	安八郡神戸町西保944番地	(0584) 27-7553	平成28年9月30日	岐阜県 収集運搬

会員数の状況

正 会 員	2 9 6
賛 助 会 員	6 1
特 別 会 員	2
合 計	3 5 9

(平成28年9月30日現在)

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了6ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
TEL 058-272-9293

< 協会への入会のおすすめ >

—— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要であります。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎ 入 会 金 正 会 員 10,000円

◎ 会 費 正 会 員 月 額 10,000円
 賛助会員 年 額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約300件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

1. 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
2. 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。

- 銀 行 (十六・大垣共立)
- 信 用 金 庫 (岐阜・大垣西濃・関・東濃・八幡・高山)
- 信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)
- 農 業 協 同 組 合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)
- 労 働 金 庫 (東海労働金庫)
- ゆうちょ銀行 (全国のゆうちょ銀行)

3. ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。

4. お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

• 正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	11月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

• 賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058(272)9293

お知らせ

〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉 —— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ホームページの Web 申込フォームから申込みください。

2 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A 料 金	B 料 金	少量排出事業者団体 加入料金(C料金)
基本料(1年間)	25,920円	2,160円	不 要
使用料(登録情報1件につき)	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円	32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200件以上	1,199件以下	

排出事業者の加入単位 任意(排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処 分 業 者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能 ※2	
			A料金	B料金
基本料(1年間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料(登録情報1件につき)	—	—	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	—	700件以上	699件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理語の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位 任意(業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

処分業者の加入単位 処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

3 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

ホームページアドレス <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター 電話:0800-800-9023(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

平成28年9月30日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	3,439
収集運搬業者	268
処分業者	148
合 計	3,855

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社) 全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 320円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 千 一

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者氏名又は

取扱責任者氏名 _____

*事務局記入欄

支払	発送	払込No
方法	窓口	現金
整 理		

電 話 番 号 _____

FAX 番 号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

2016.6

保全協Newsについて

平成28年7月4日(第169号)、8月8日(第170号)及び9月1日(第170号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

(第169号)

- 1 平成28年度産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナーの開催について
- 2 「マニフェストシステムがよくわかる本」平成28年版の送付について

(第170号)

- 1 平成28年度熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行について
- 3 建材中の石綿含有率の分析方法に係る講習会の実施について

(第171号)

- 1 平成28年度産業廃棄物処理助成事業について
- 2 食品廃棄物の適正処理のための取り組みについて
- 3 「びわ湖環境ビジネスメッセ2016」の開催について

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

- 岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付ください。
- 許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。
- 優良認定、優良確認を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。

委員長 石原 幸喜

副委員長 濱岡 直彦

各務 剛児 川合 雅和 野々村 清 伏見 典郎

編集顧問

大野 安一

編集後記

編集後記を執筆するに際して、最も気を遣うことは如何なるテーマを取り上げたらよいか、ということでもあります。産業廃棄物処理と環境保全という壮大な課題に貢献できるような話題が望ましいことは当然であるが、単なる机上の理論では読者の理解を得るのは難しいものです。

大変恐縮ですが、前号に取り上げた東京都知事に関するスキャンダルの続編ともいべき、東京豊洲市場移転問題を取り上げることにお許し頂きたい。

本件のイントロは、無報酬で知事職を続けたいと懇願した前知事を辞職させ、300万人近い支持者によって都政初の女性知事が誕生したことであります。

さて、問題の発端は、誕生早々の新知事が2か月余に迫っていた築地市場の移転期日を延期すると表明したことであります。この決断について、ある識者の一人はパンドラの蓋を開けたと評しました。

筆者が関心を持つのは、市場移転問題が単なる政策的課題ではなく、企業が遺した広大な用地の土壤汚染に対する行政、有識者(専門家)、建設業者、市場関係者、マスコミなどの対応であります。

一つには、今までに支出された豊洲市場の事業費は5,884億円、土壤汚染対策費は849億円と巨額にのぼり、しかも、建設を完了した新市場は利用されなくても1日700万円の経費が支出されると報じられています。対象案件は膨大な税金が投入された事業であることであります。

土壤汚染対策が不十分であったとする論調と誰の責任かという観点に、全マスコミが執拗なまでの熱心さで連日報道しています。このような論調が続く限り、事理を明快にして早期に結論を見出すことは、至難の業であろうと思います。その間にも、無駄な経費が日々費やされ、4年後の東京オリンピックの準備や東京都政全般に支障を来たすのは必然でしょう。将に、パンドラの蓋が開いたのです。

こうした問題に一般庶民を含めて、専門家と称する人たちが評論することは百害あって一利なしと言わざるを得ません。本質的には、関係する当事者が真剣に精査、吟味して、最良の結論を早期に導くことであり、その過程と結果を公表して透明性と正義を示すべきであります。

豊洲市場用地は産業廃棄物による土壤汚染ではないが、土壤汚染対策がいかに難しい課題であるかをよく示しています。本件の在りようは我が協会にとっても無関係ではなく、貴重な教訓が含まれているものと思ふ次第であります。

[言葉の宝石]

尤(と)がめて之(こ)れに效(なら)うは、罪(つみ)又(ま)た甚(はなは)だし。(左伝)

人の罪をとがめていながら、その同じ罪をみずから犯すことは、罪悪の大なるものである。

記 大野 安一

平成28年10月15日発行 第108号

編集発行 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 粥川 長司

〒500-8384 岐阜市葭田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

最大約
56%
割引

経営ダブルアシストのご案内

(業務災害総合保険)

平成28年10月1日午後4時～平成29年9月1日午後4時にご加入の場合

うつ病による自殺、
過労死などによる

新しい労災 リスクの増加

短期間労働者、パート、
アルバイト、派遣社員

非正規雇用 労働者の増加

新しい労災リスク
への対応は
経営者の
重要な責任です！

1億円を超える
事例も発生

高額な賠償 事例が続出

使用者賠償責任に関して

天災でのケガ等による 賠償請求事例

「業務災害補償制度」経営ダブルアシストの主な特長

- ◆ 一般の加入より最大約56%割引
(団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%)
- ◆ 法律上の賠償金や訴訟費用も補償
- ◆ 契約は無記名方式。短期労働者やパートやアルバイトの方も自動的に補償
※人数変更があっても報告は不要！
- ◆ 保険料は、売上高で算出 掛金は全額損金参入可能

オプションをセットして

- ◆ 業務中の天災(地震・噴火・これらによる津波等)によるケガ等も補償！
- ◆ 天災でのケガ等による使用者賠償責任も補償！！
- ◆ パワハラ・セクハラ行為に対する管理責任や不当解雇について、会社・役員・管理職の方などが損害賠償請求された場合も補償！

本広告は、全国中小企業団体中央会を契約者とする全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員向け業務災害総合保険団体契約の概要について紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、「パンフレット兼重要事項説明書」の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

【制度運営】
全国中小企業団体中央会

【お問い合わせ先】
(一社)岐阜県産業環境保全協会
TEL:058-272-9293
保険料のお見積りやご加入のお申し込みは、引受保険会社の代理店または引受保険会社までご相談ください。

【取扱代理店】
株式会社 アルファパートナー
TEL:058-248-4560

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社

【担当課支社】 岐阜支店 岐阜支社
住所:岐阜県岐阜市金町6-4 岐阜東京海上日動ビルディング4階
TEL:058-264-5210
FAX:058-264-5211

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



H A T S U R I
K I M U R A
C O R P O R A T I O N

株式会社
はつり きむら

研 木 村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



岐阜県

優良産廃処理業者

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

企業理念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です



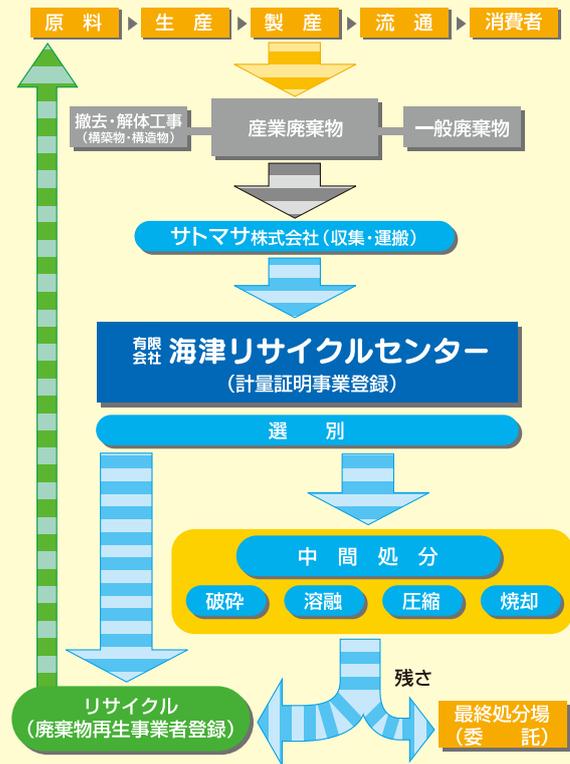
ISO14001、13ER-904
環境マネジメントシステム

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

- (一社) 愛知県産業廃棄物協会
- (一社) 岐阜県産業環境保全協会
- (一社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会